



第6章 施策の展開

6-1 計画の視点Ⅰ 自然との共生

基本目標① 多様な生物がいきづく豊かなみどりづくり

本市は、高度経済成長期には、いわゆる「鉄の町」として、工業を中心に飛躍的な発展を遂げてきましたが、その過程で公害問題に直面しました。しかし、市民、事業者、行政などの関係者が一体となって公害の防止に努め、本市の環境は劇的に改善されました。そして、公害を克服し、みどり豊かなまちづくりを進めるため、都市公園の整備、都市緑化の推進、自然の保護・活用を柱とする様々な公園緑地事業を積極的に実施し、環境首都に相応しいみどり豊かな都市として、一定の成果をあげてきました。

また、地球規模の環境問題に対する市民意識が高まる中、生物多様性の保全など、みどりが有する環境保全機能を踏まえ、みどりの重要性が、従来以上に注目されています。大気の浄化、生物の良好な生息・生育環境の提供、アウトドアアクティビティの機会の提供など、私たちは、生態系サービス*による恩恵を多大に受けており、都市における生物多様性の保全は、みどり豊かで良好な生活環境を守るとともに、健全な都市生活を送る上で、大変重要な要素となっています。

こうしたみどりの現状を踏まえ、市街地を取り巻くみどり、そして市街地内のみどりを保全するとともに、みどりとのふれあいや新たなみどりの創出により、良好なみどり生きづく環境や景観を形成し、多様な生物と共生できるまちづくりを進めます。

施策方針①－1 市街地を取り巻くみどりの保全・活用

施策方針①－2 市街地における生物との共生環境の保全・活用

施策方針①－3 市街地における新たなみどりの創出

施策方針①－1 市街地を取り巻く

みどりの保全・活用

12 つくる責任
つかう責任



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



施策の方向性

市街地を取り巻く海岸などの水域、そして、貫山から福智山、皿倉山、石峰山に至る山地は、みどり豊かな本市を特色づける貴重な存在であり、自然公園法などに基づく各種制度により、適切に保全されています。

また、市街地を取り巻くみどりは、散策など心身のリフレッシュの場であるとともに、生物多様性を育む希少な空間でもあります。

今後も、良好で健全なみどりを保全するとともに、その活用を図り、自然体験など、市民がみどりとふれあえる機会の創出を図ります。

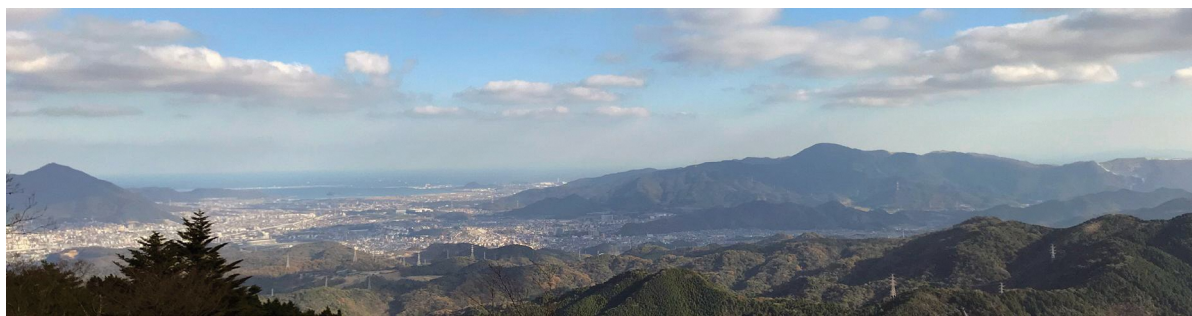


図 6-1 市街地を取り巻くみどり

基本施策

みどりの保全

主な内容 ・ 各種制度に基づく良好なみどりの保全

【各種制度に基づく良好なみどりの保全】

良好な自然環境を有する緑地などでは、各種制度に基づき、行為規制や制限を行うことにより、みどりを将来に継承していきます。



図 6-2 北九州国定公園（平尾台）

＜行為規制や制限にかかる主な制度＞

- ・ 自然公園法による行為規制
- ・ 都市緑地法による特別緑地保全地区制度
- ・ 都市計画法による風致地区制度
- ・ 都市計画法による開発行為の規制 など



基本施策

みどりとふれあう拠点づくり

主な内容 ・ 自然体験によるみどりとのふれあいの場と機会の確保

【自然体験によるみどりとのふれあいの場と機会の確保】

良好な自然環境を有する緑地などを、自然体験を通じたみどりとのふれあいの場として活用するとともに、そこで実施する環境教育などの充実を図ります。

事例①：山田緑地の「30 世紀の森」づくり（市街地周辺のみどりの活用）

山田緑地は、小倉都心部から車で 10 分程度の場所にある広域公園で、都心部周辺に残された貴重な自然環境です。「山田緑地基本計画」に基づき、北九州地方に生息・生育する生物の多くを見ることができる環境を保全し、それらを継承する文化を 30 世紀に至るまで子孫に伝える取組を行っています。また、市民が日常的に自然環境に接し、末永く親しむとともに、楽しみながら学べる環境教育の場となることを目指しています。



図 6-3 山田緑地の野草広場



図 6-4 萌芽更新管理体験の様子

事例②：平尾台自然の郷（自然公園におけるみどりの活用）

平尾台自然の郷は、日本有数のカルスト台地平尾台にあるアウトドアアクティビティの拠点施設です。「自然と人とのふれあい」、「地域活動とのふれあい」、「地域産業とのふれあい」、「平尾台特有の景観との調和」を基本テーマとした、体験型の施設となっています。

自然に親しみ、学べる場として、施設の充実を図るとともに、周辺の自然環境を市民の手で守り、創り、育てる、「市民参加による環境保全」に取り組めます。



図 6-5 平尾台自然の郷

事例③：曾根干潟周辺（海岸や水辺におけるみどりの活用）

干潟は、海とそこに流れ込む河川により形成される自然環境であり、栄養分が豊富なことから、希少な生物の生息・生育環境となっています。

全国的に見ても貴重な環境とされる曾根干潟を保全するため、環境調査などを実施するとともに、環境教育の場として利活用します。また、野鳥観察を通じた自然との共生の場、カブトガニなどの生物保全活動の場として、市民や NPO との協働により、現在の環境を保全します。



図 6-6 曾根干潟



図 6-7 曾根臨海公園（完成イメージ図）



施策方針①－２ 市街地における生物との 共生環境の保全・活用

6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



15 陸の豊かさも
守ろう



施策の方向性

市街地に点在する水辺や樹林地は、都市の生物多様性の確保に必要な生物の生息・生育環境となっています。

そのため、残された生息・生育環境の保全など、生物との共生環境の保全・創出を図ります。

また、市街地の良好なみどりの保全・活用には、行政に加え、市民や事業者、NPO など、多様な主体との協働による取組が重要です。

今後も、協働により、市街地におけるみどりの保全・活用を図ります。



図 6-8 まちなかに残る大きなみどり

基本施策

みどりとふれあうまちなかの拠点づくり

主要内容

- ・ まちなかで学べる共生環境の保全・活用

【まちなかで学べる共生環境の保全・活用】

行政だけでなく、多様な主体との協働で、市街地の良好なみどりがいきづく生物との共生環境の保全を図ります。

また、みどりの保全活動、まちなかでの生物の生息・生育状況の観察など、身近なみどりとふれあいながら、生物多様性や自然共生を学べる場や機会を確保し、将来の共生環境の保全を担う人材の育成に活用します。



図 6-9 河川での自然とのふれあい

施策方針①－3 市街地における新たなみどりの創出



施策の方向性

市街地のみどりを確保するためには、現在のみどりを保全するだけでなく、新たなみどりの確保も重要です。

本市では、様々な制度を活用し、多様な主体がまちなかの緑化を進めてきました。今後も、行政に加え、市民や事業者、NPO など、多様な主体との協働による取組が重要です。

今後も、緑化資材の地産地消、在来種の活用、既存の生態系への配慮など、地域の特性に留意しながら、多様な主体との協働により、公共施設の緑化をはじめ、民有地の緑化、植樹などにより、まちなかのみどりを増やし、まちのにぎわいやうるおいづくり、生物との共生環境の確保を図ります。

基本施策

工業地のみどりづくり

主な内容 ・ 工業地での緑化促進

【工業地での緑化促進】

工業地では、都市計画法や工場立地法により、一定の緑地が確保されています。

今後も、制度を活用して、工業地の緑化を進めるとともに、事業者への普及・啓発活動を行い、事業者のイメージアップ、省エネ、生物多様性に寄与し、社会貢献となる、協働によるみどりづくりへの参画促進を図ります。



図 6-10 工業地における駐車場の緑化



基本施策

公共施設のみどりづくり

主な内容 ・ 公共施設での緑化推進

【公共施設での緑化推進】

庁舎や学校などの公共施設では、再整備などにあわせて、施設や敷地内の質の高い緑化を図るとともに、公共花壇など協働によるみどりづくりの場所として活用します。



図 6-11 公共施設における屋上緑化
(戸畑区役所)

基本施策

環境首都にふさわしいみどりづくり

主な内容 ・ 環境首都 100 万本植樹によるみどりの創出

【環境首都 100 万本植樹によるみどりの創出】

平成 20 年 7 月、本市は、国の環境モデル都市に選定されました。同年、環境モデル都市第 1 号事業として、市民、事業者、NPO と協働して植樹を行う「環境首都 100 万本植樹プロジェクト」がスタートしました。

このプロジェクトは、事業者の自主的な植樹活動、小学校や市民団体などの環境教育活動により、市内に 100 万本のみどりを新たに増やそうとする事業です。多様な主体との協働による取組により、市民と行政が一体となって、持続可能なみどりのまちづくりの取組に努めます。



図 6-12 環境首都 100 万本植樹のねらい

基本目標② みどりのまちづくりを支える人づくり

近年、環境に対する意識の向上、生活様式の変化、価値観の多様化などにより、市民が求めるみどりの豊かさは、まちなかで目にする樹木の数など「量」への欲求だけでなく、そのみどりによる快適で良好な空間といった「質」への欲求へと変化しています。

市民が誇りと親しみをもてる、みどり豊かで快適な都市空間を創出するためには、公共空間のみどりだけでなく、市民がみどりとの関わりを深め、行政とも連携しながらみどりを愛する情熱をもち、生育する喜びを感じながら継続的に行動し、量と質の両面でみどりを確保することが不可欠です。

これまでも、市民や事業者など多様な主体がみどりづくりに関わってきました。活動の輪をさらに広げるためにも、みどりのまちを支える人づくりや仕組みづくりとともに、市民や事業者などとの協働により、みどりづくりに対する意識の向上を図ります。

施策方針②－１ 市民協働によるまちなかのみどりの確保

施策方針②－２ みどりのまちづくりにつながる普及・啓発



施策方針②－１ 市民協働によるまちなかのみどりの確保

17 パートナシップで
目標を達成しよう



施策の方向性

本市では、美しく快適な都市環境を創出するため、多様な主体による、まちなかでの花とみどりのまちづくりを推進してきました。

今後も、協働による取組が重要であり、市民や事業者などによる花とみどりのまちづくり活動を支援していきます。

また、花とみどりのまちづくりに取組む個人・団体・学校・事業者などに対し、その取組内容や事業成果について表彰しています。今後も、表彰などにより、活動に対するやりがいや意識の向上を図るとともに、まちを彩るみどりについて学び、将来につなげる取組への支援を図ります。



図 6-13 技術講習会の様子

基本施策

花とみどりのまちづくり

主な内容

- ・ 花壇づくりの支援
- ・ 顕彰制度やコンクールの実施
- ・ 花づくりの技術支援

【花壇づくりの支援】

本市では、花に関する事業を総合的に体系化し、市民や事業者などとの協働により、まちなかや沿道の花壇づくりに取組んできました。今後も、市民や事業者などと協働した花壇づくりによる、花とみどりのまちづくりを進めます。

【顕彰制度やコンクールの実施】

市民や事業者などのやりがいづくりや意欲向上のため、コンクールなどを実施し、花とみどりのまちづくりに多大な貢献をいただいた方、本市を特徴づける印象的な景観づくりに貢献いただいた方を表彰します。

【花づくりの技術支援】

花のデザインや技術の向上を支援するため、フラワーコーディネーター制度を充実させます。

施策方針②－2 みどりのまちづくりにつながる普及・啓発

17 パートナースhipで
目標を達成しよう



施策の方向性

到津の森公園や響灘緑地（グリーンパーク）などは、動植物とのふれあいを通じた環境教育につながる体験・学習の場として、みどり豊かなまちづくりの担い手を育む重要な役割を担っています。

また、本市では、各家庭から出る剪定枝や木の葉を回収し、家畜の敷き藁や堆肥とするみどりのリサイクル*を行っており、環境に配慮する市民意識の醸成も期待されています。

今後も、みどりのまちづくりにつながる普及・啓発活動として、みどりを通して環境を学び、活動できる機会や手段の充実を図ります。

基本施策

みどりを学ぶ普及・啓発活動

主な内容

- ・ みどりを活用した環境学習活動の実施
- ・ みどりのリサイクルの実施
- ・ 情報通信技術を活用した普及・啓発の取組

【みどりを活用した環境学習活動の実施】

到津の森公園での動植物と飼育員から学ぶ動植物の生態、響灘緑地（グリーンパーク）での指導員から学ぶ花づくりなど、みどりについて学ぶ機会の充実を図ります。

【みどりのリサイクルの実施】

担当部局と連携し、各家庭や公園などの維持管理活動時に発生した剪定枝や落ち葉を回収し、リサイクルを行うことで、市民の環境に対する意識の向上を図ります。



図 6-14 環境学習活動の様子

【情報通信技術を活用した普及・啓発の取組】

スマートフォンなどの端末や情報通信サービスの普及に対応し、地域活動や学校教育などとも連携して、ツールを用いて楽しく学べる、情報通信技術を活用したみどりの普及・啓発活動の充実を図ります。



基本目標③ 共生環境をつなぐみどりのネットワークづくり

本市は、市街地を取り巻くようにみどりが存在し、市街地には地域の拠点となる公園や緑地があり、それらをつなぐ道路や河川沿いにも連続したみどりが確保されています。

これらが本市のみどりの骨格を形成しており、みどりの連続性を確保することは、生物の移動を可能とするだけでなく、みどりが有する多様な機能を向上させ、都市の魅力を高めるとともに、市民のシビックプライドの醸成や本市のイメージアップの向上にも寄与すると考えられます。

このように、みどりの骨格やみどりを感じさせる拠点、貴重なみどり資源などを顕在化させ、そのネットワーク化を図ります。

施策方針③－１ まちを彩る連続したみどりの確保

施策方針③－１ まちを彩る連続したみどりの確保



施策の方向性

道路や河川沿いのみどりは、みどりのネットワークの軸として、市内のみどりの拠点をつなぐ重要な役割を担っています。そして、本市におけるみどりのまちなみ景観を印象づけるとともに、暮らしにうるおいを与え、生物の移動ルートになるなど、多様な機能を有しています。

本市では、主要幹線道路を中心に「緑の街並み整備事業」を実施し、都市機能の向上やみどり豊かなまちなみ形成に一定の成果をあげてきました。今後も、みどりのまちなみ形成とその適切な維持とともに、都市機能の向上や生物多様性の確保に配慮し、みどりのネットワークの充実を図ります。



図 6-15 つつじが連続する路線



図 6-16 曲里の松並木



図 6-17 みどり豊かな路線



図 6-18 河川沿いの菜の花畑

基本施策

みどりの連続性の確保

主な内容

- ・ 生物の共生環境をつなぐみどりのネットワークの形成
- ・ みどりによる計画的な沿道のまちなみ形成



【生物の共生環境をつなぐみどりのネットワークの形成】

生物多様性の観点から、生物が生息・生育する拠点となるみどりを、道路や河川沿いなどの連続したみどりでつなぎ、「みどりのネットワーク」を面的に広げていきます。また、道路や河川などを整備する際には、生物が移動できる環境を確保するように配慮します。

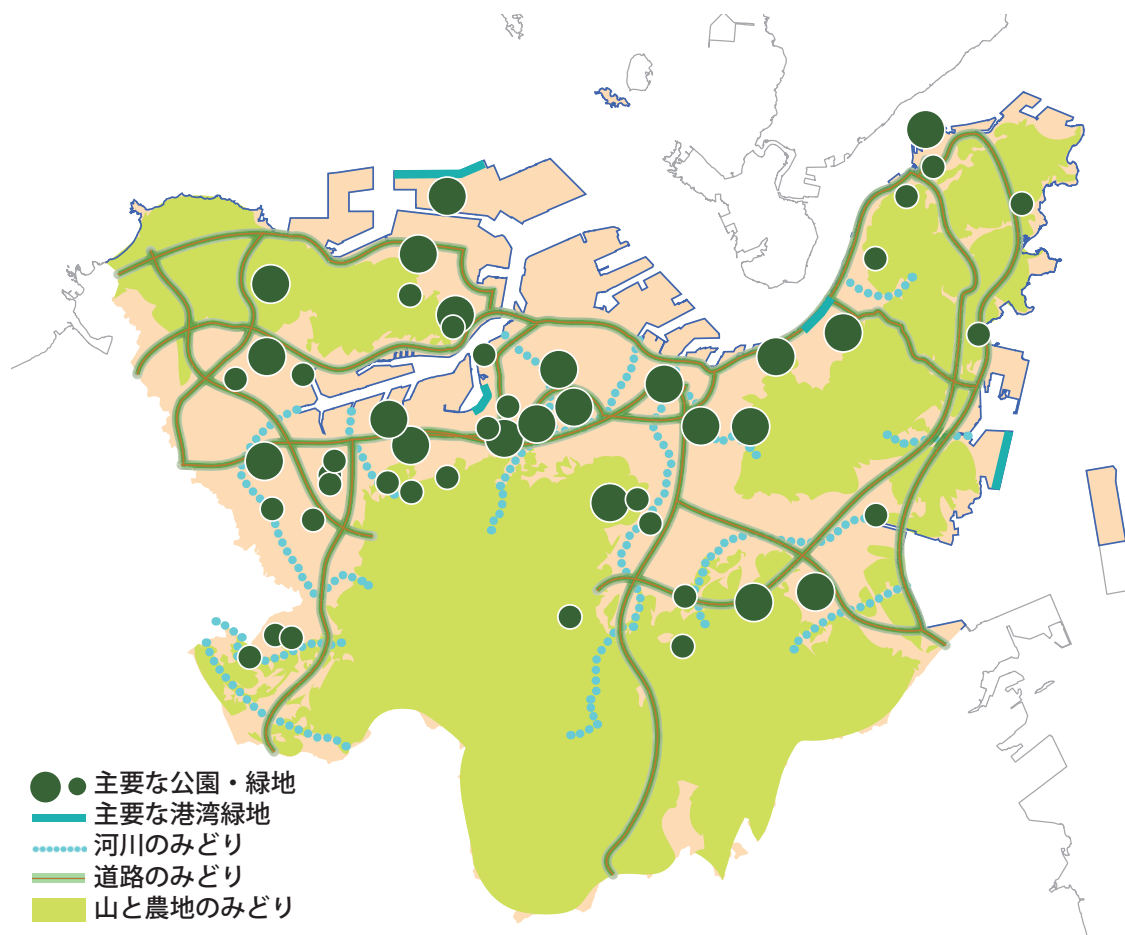


図 6-19 生物の共生環境をつなぐみどりのネットワーク

【みどりによる計画的な沿道のまちなみ形成】

本市の主要幹線道路では、街路樹基本計画に基づき、「もてなしのみち」、「みはらしのみち」、「ふれあいのみち」、「花と緑の小倉回廊」の4種類の道からなる「緑の街並み整備事業」を推進してきました。

今後は、良好な街路樹を育成するため、植栽手法・樹種の選択にあたっては、植栽場所の生育空間などを十分考慮し、ゆとりある植栽を行います。また、適切な剪定や維持管理、樹勢が衰えた樹木のリフレッシュなどを実施します。

さらに、生活に身近な道路では、地域の特性や街路機能に適した樹種の選定と適切な管理により、メリハリのある質の高い並木づくりに取組みます。なお、街路樹の植栽や育成は、車両からの見通しなど交通安全の確保に留意します。

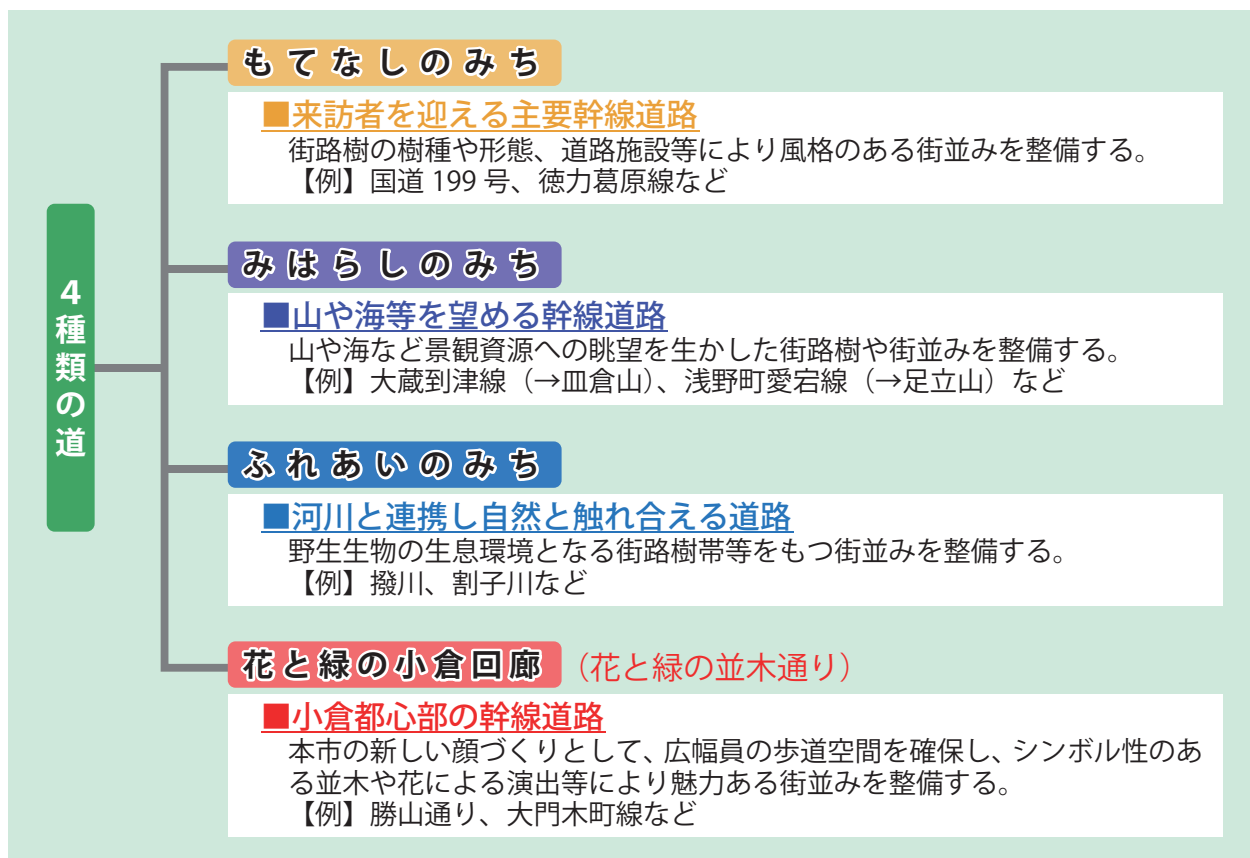


図 6-20 「緑の街並み整備事業」概念図

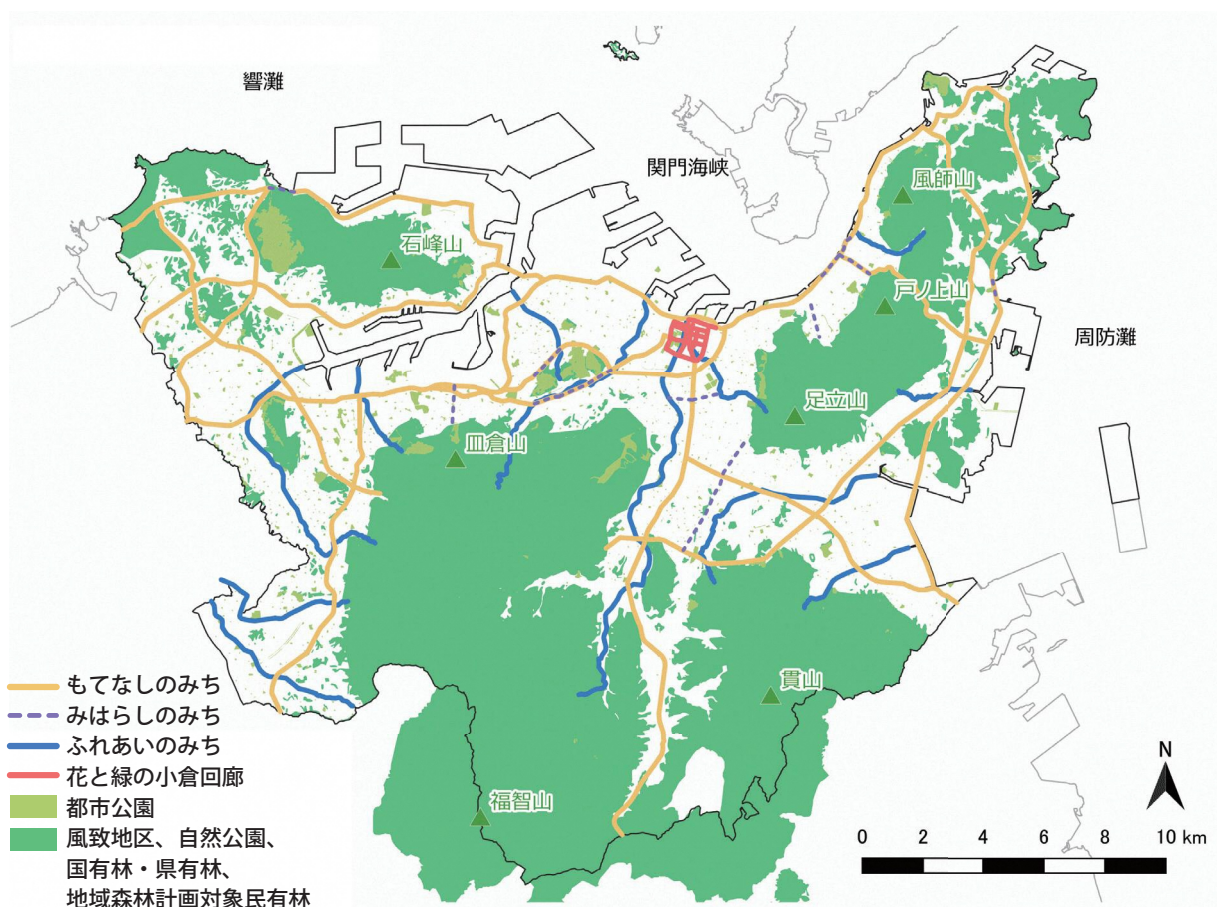


図 6-21 街路樹基本計画 整備計画図



6-2 計画の視点Ⅱ 魅力の向上とにぎわいの創出

基本目標④ みんなに愛されるみどりの拠点づくり

経済的に豊かな社会が一定程度実現し、社会が成熟するに伴って、市民の意識も、「量的な充足」から、うるおいある都市環境や快適な住環境といった「質の高さ」を重視する方向に変化してきました。本市の市民意識調査からも、公園のみどりについては、量の確保よりも質の向上を求める回答が多く、市民意識の変化がうかがえます。

今後の公園づくりにおいては、利用者層の変化や多様化する市民ニーズに対応した施設整備と、その機能や役割に応じた適正な配置を検討します。

また、本市のみどりの大きな特色は、市街地の多くの場所で、市街地を取り巻くみどりをみることができ、それがまちなみや建物と一体となった景観を形成していることです。さらに、都心部や主要なまちかどなどでは、市民と一体となって、本市の顔となる花やみどりによる景観づくりが進められているほか、景観協定や緑地協定などにより、市民一体で質の高いみどりの景観づくりが行われている地区もあります。これら本市ならではののみどりが調和した景観形成により、誰もが、いつまでも心に残るようなみどりによるまちの顔づくりに取り組みます。

加えて、「海、まち、山」が一体となった個性的な眺望を生かすとともに、特色ある公園や花の名所などを中心に、地域住民だけでなく、遠方からの来訪者も楽しめるようなみどりの魅力向上を図ります。

施策方針④－１ 公園種別の体系化と公園づくりの方針

施策方針④－２ みどりによるまちの拠点の魅力づくり

施策方針④－1 公園種別の体系化と公園づくりの方針

11 住み続けられる
まちづくりを

施策の方向性

本市では、市内の都市公園を、「シンボル公園」、「広域拠点公園」、「地域拠点公園」、「身近な公園（住区基幹公園）」に分類し、体系的に整理した上で、再整備や利活用に取り組んできました。

本市の都市公園は、他都市に比べて高い整備水準にありますが、一部では利用されていない公園もみられます。整備や改善にあたっては、公園体系に応じて、公園の機能や役割を明確にし、みんなに愛される魅力ある公園づくりに取り組みます。

基本施策

体系化による計画的な公園整備と戦略的な公園配置の検討

主な内容

- ・ 各公園の体系化による整備・管理運営方針の明確化
- ・ 公園の適正配置

【各公園の体系化による整備・管理運営方針の明確化】

市内の公園を、その特性や機能に応じて「シンボル公園」、「広域拠点公園」、「地域拠点公園」、「身近な公園（住区基幹公園）」という公園体系で整理します。この本市独自の体系に基づき、より効果的に公園の整備や活用に取り組みます。

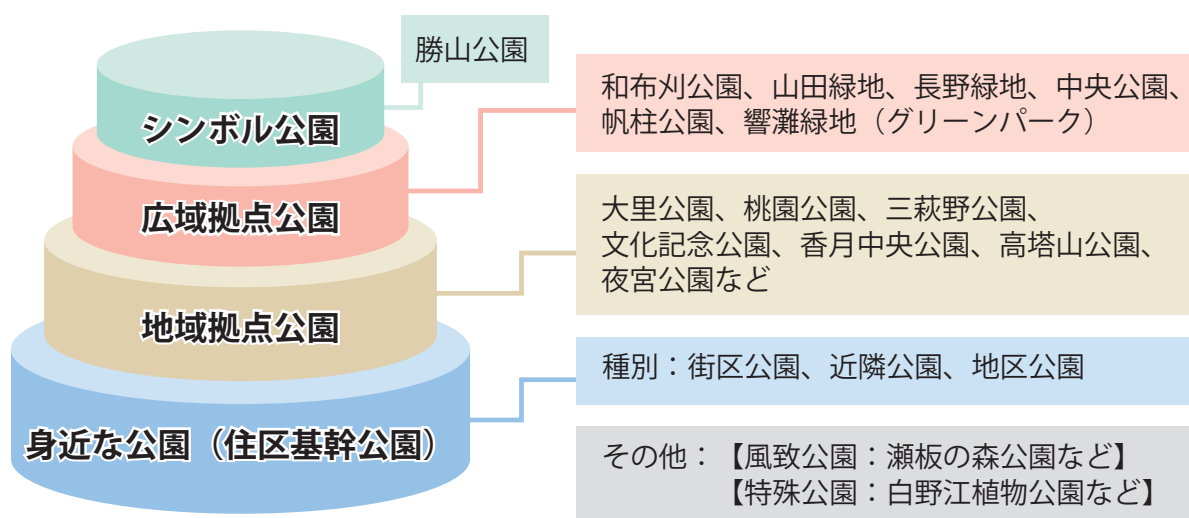


図 6-22 本市の公園体系



●シンボル公園

シンボル公園である勝山公園は、本市の顔となり、市内外から多くの人が集まる公園として活用します。



図 6-23 勝山公園

●広域拠点公園

広域拠点公園は、アウトドアアクティビティが楽しめる、市外からの来訪者も含め、広域的な利用を図る公園として整備・活用します。

表 6-1 広域拠点公園一覧

公園名	特色
和布刈公園	門司港レトロや関門観光
山田緑地	「30 世紀の森」づくり
長野緑地	自然や農体験施設
中央公園	到津の森公園や美術館
帆柱公園	まちを望む観光拠点
響灘緑地	グリーンパーク



図 6-24 和布刈公園



図 6-25 長野緑地

●地域拠点公園

地域拠点公園は、市や区レベルのスポーツ大会やイベント利用ができる公園、図書館や市民センター、文化教育施設と一体となった公園であり、各区に 2 ～ 3 箇所、整備・活用します。

表 6-2 地域拠点公園一覧

区	公園名	
門司区	大里公園	老松公園
小倉北区	三萩野公園	延命寺臨海公園
小倉南区	志井公園	曽根臨海公園 文化記念公園
若松区	高塔山公園	ひびきコスモス公園
八幡東区	高炉台公園	桃園公園
八幡西区	本城公園	的場池公園 香月中央公園
戸畑区	夜宮公園	都島展望公園



図 6-26 三萩野公園

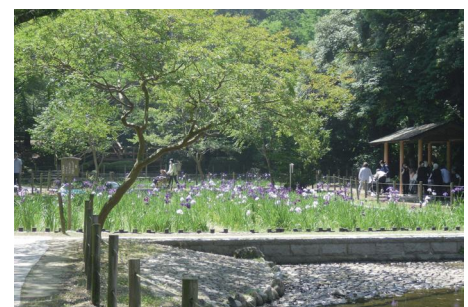


図 6-27 夜宮公園

●身近な公園（住区基幹公園）

身近な公園は、日常的に利用される生活に密着した公園で、小学校区を単位（住区）とし、その規模に応じて、「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」に分類し、配置します。



図 6-28 街区公園
(ボン・ジョーノひとまち公園)

表 6-3 「身近な公園（住区基幹公園）」の標準的な配置

公園種別 (標準規模)	街区公園 (0.25 ha)	近隣公園 (2 ha)	地区公園 (5 ha)	備考
目標値	1 小学校区当たり 1.00 m ² /人	1 小学校区当たり 1 箇所	数小学校区当たり 1 箇所	地区公園が整備済みの校区 では、機能を兼ねる近隣公園 を原則整備しない

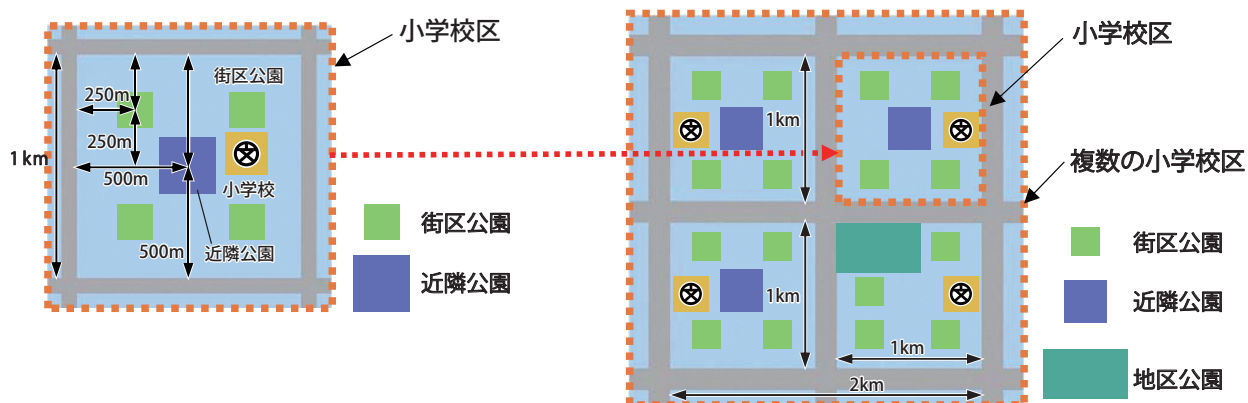


図 6-29 「身近な公園（住区基幹公園）」の配置モデル (1km 四方に 1 万人が居住する街のモデル)

【公園の適正配置】

街区公園については、既に一定の整備を完了しています。しかし、災害に強いまちづくりの考え、活用されていない公園の増加といった現状を踏まえ、今後は、公園愛護会の結成促進、市民花壇や菜園事業などへの参加拡大に取組みます。さらに、既存公園の再生・活性化を図るため、地域に役立つ公園づくり事業による市民目線の再整備、周辺施設との適切な機能分担や統廃合に取組みます。

一方で、こうした取組を積極的に進めても、周辺の人口構成の変化などにより、社会的に公園のニーズがないと認められる場合は、公園廃止などの措置により、公園の適正配置を図ります。



事例：吉志ゆめ公園（公園の再編）

門司区の吉志地区では、小学校区内当たりの公園整備面積が $1 \text{ m}^2 / \text{人}$ を超えており、原則として、新たな公園は整備しない地区でした。しかし、地域住民からの要望があり、周辺に有効利用できる用地が確保できたことから、利用が限られていた2つの街区公園を廃止し、新たな公園に統合することで、子どもから高齢者まで利用できる、地域ニーズに応じた整備を行いました。

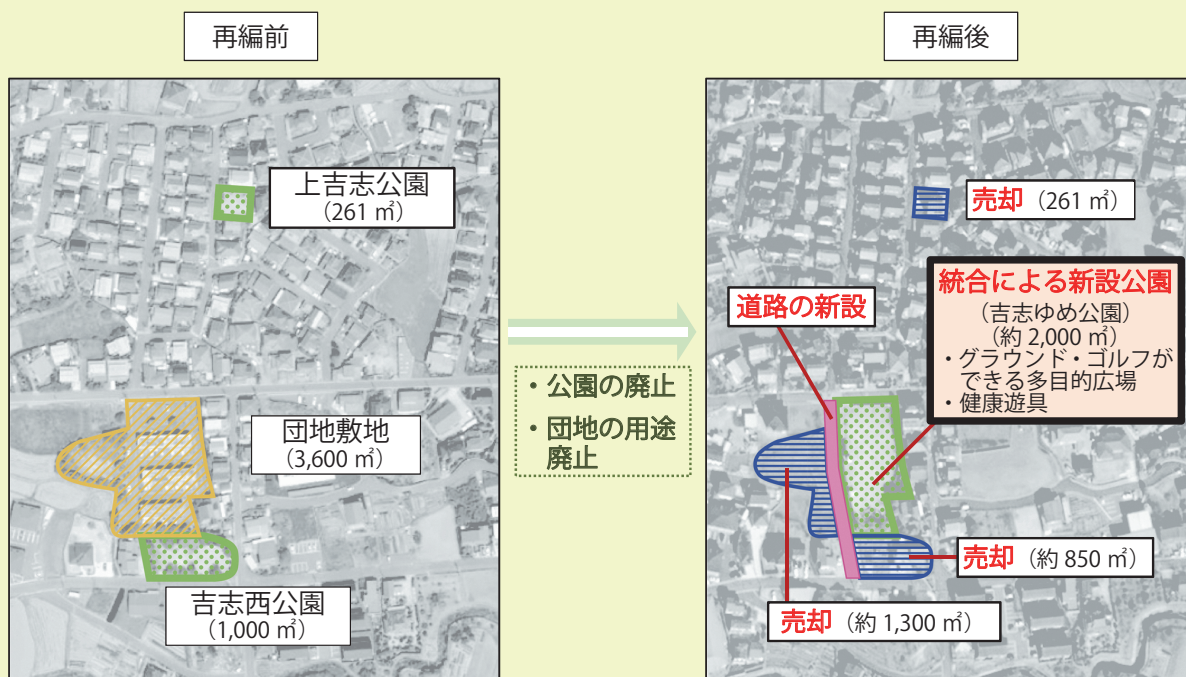


図 6-30 都市公園再編の概要

基本施策

魅力ある都市公園の整備・改善

主な内容

- ・ 無料公園の魅力向上と利用促進
- ・ 有料公園の魅力向上と利用促進

【無料公園の魅力向上と利用促進】

市内には、大小様々な遊具のある公園、運動施設が充実した公園、自然と親しむことができる公園など、特色ある公園が数多く存在しています。今後も、市民ニーズに対応し、誰もが使いやすく、愛着をもてるような公園の魅力の向上に取組みます。



図 6-31 ひびきコスモス公園



図 6-32 小森江子供の森公園



図 6-33 昭和町公園

【有料公園の魅力向上と利用促進】

有料公園は、広域からの利用も見込める魅力あふれる公園です。老朽化した施設の改修や未利用地の追加整備とともに、四季折々の花の風景、動物や自然とのふれあいなど、それぞれの特色を最大限に生かしながら、魅力の向上に取組みます。

表 6-4 有料公園一覧

区	公園名
門司区	白野江植物公園
小倉北区	到津の森公園
小倉北区	山田緑地
小倉南区	平尾台自然の郷
若松区	響灘緑地（グリーンパーク）



図 6-34 白野江植物公園



図 6-35 到津の森公園

図 6-36 響灘緑地
(グリーンパーク)



17 パートナースhipで
目標を達成しよう



施策方針④－２ みどりによるまちの拠点の魅力づくり

施策の方向性

本市の都市機能が集約する都心・副都心や地域拠点では、市民や事業者などとの協働により、花やみどりによる、美しく良好な都市景観の形成に取り組んでいます。

また、本市を取り巻く山の山頂からは、都市とみどりが調和した、本市の特色である景観をみることができます。

その他、「花の名所」は、景観形成だけでなく、その魅力の発信による、まちのにぎわいづくりに寄与しています。

こうした、本市を代表するみどりの拠点において、観光施策や景観施策などとも連携しながら、地域特性を生かした魅力ある景観づくりと、それらを活用したにぎわいづくりに取り組めます。



図 6-37 本市の玄関口 小倉駅前



図 6-38 響灘緑地（グリーンパーク）のバラ園

基本施策

本市の顔となるみどりの拠点づくり

主な内容

- ・ みどりを活用した魅力ある景観の形成
- ・ みどりを眺める環境づくり
- ・ 花の名所の魅力発信

【みどりを活用した魅力ある景観の形成】

各種制度に基づく届出や普及啓発などにより、みどりを活用しながら、まちなかの良好な景観づくりに努めます。

表 6-5 景観づくりマスタープランの実現に向けた取組

■届出・協議による景観誘導	
	景観形成を図る区域の建築物や工作物の新築等の行為に対して、法に基づく届出、専門家の助言制度などを活用して、良好な景観形成の誘導を図っていきます。
■景観資源の保全・活用	
	近代化産業遺産や自然景観など、地域の魅力的な景観資源を発掘し、観光施策とも連携を図りつつ、地域活性化に寄与する活用を推進します。
■景観づくりの普及啓発	
	優れた景観の表彰や景観をテーマとしたイベントを実施し、広く市民に情報発信していきます。また、地域の良好な景観資源の発掘を進めるほか、将来の景観づくりを担う子どもを対象とした景観教育を継続していきます。
■市民・事業者等の主体的な景観づくりの促進	
	新たな景観づくり主体の育成を図るため、環境美化活動など、様々なまちづくり活動を行う団体との連携を図ります。また、景観協定や地区計画、建築協定など、法令に基づく景観に関するルールを検討する地域について、検討段階に応じた技術的な支援を行うなど、総合的なサポートを行います。

出典：北九州市景観づくりマスタープラン

【みどりを眺める環境づくり】

皿倉山や高塔山をはじめ、高所からの展望について、本市ならではの魅力を向上・発信するため、機能再編を含むリニューアルにより、施設の充実を図るとともに、SNS*などによる効果的な情報発信に取り組めます。また、市外からの来訪者の観光拠点としてだけでなく、関係部局と連携した健康ウォークの開催などにより、市民の健康づくりを図る場としても活用します。



図 6-39 皿倉山山頂からの景色



図 6-40 高塔山山頂からの景色



【花の名所の魅力発信】

本市のイメージを高めるため、観光拠点ともなる「花の名所」について、その見直しや適切な維持管理により、四季折々の花を楽しめる質の高い場所にするともに、花の魅力を発信します。

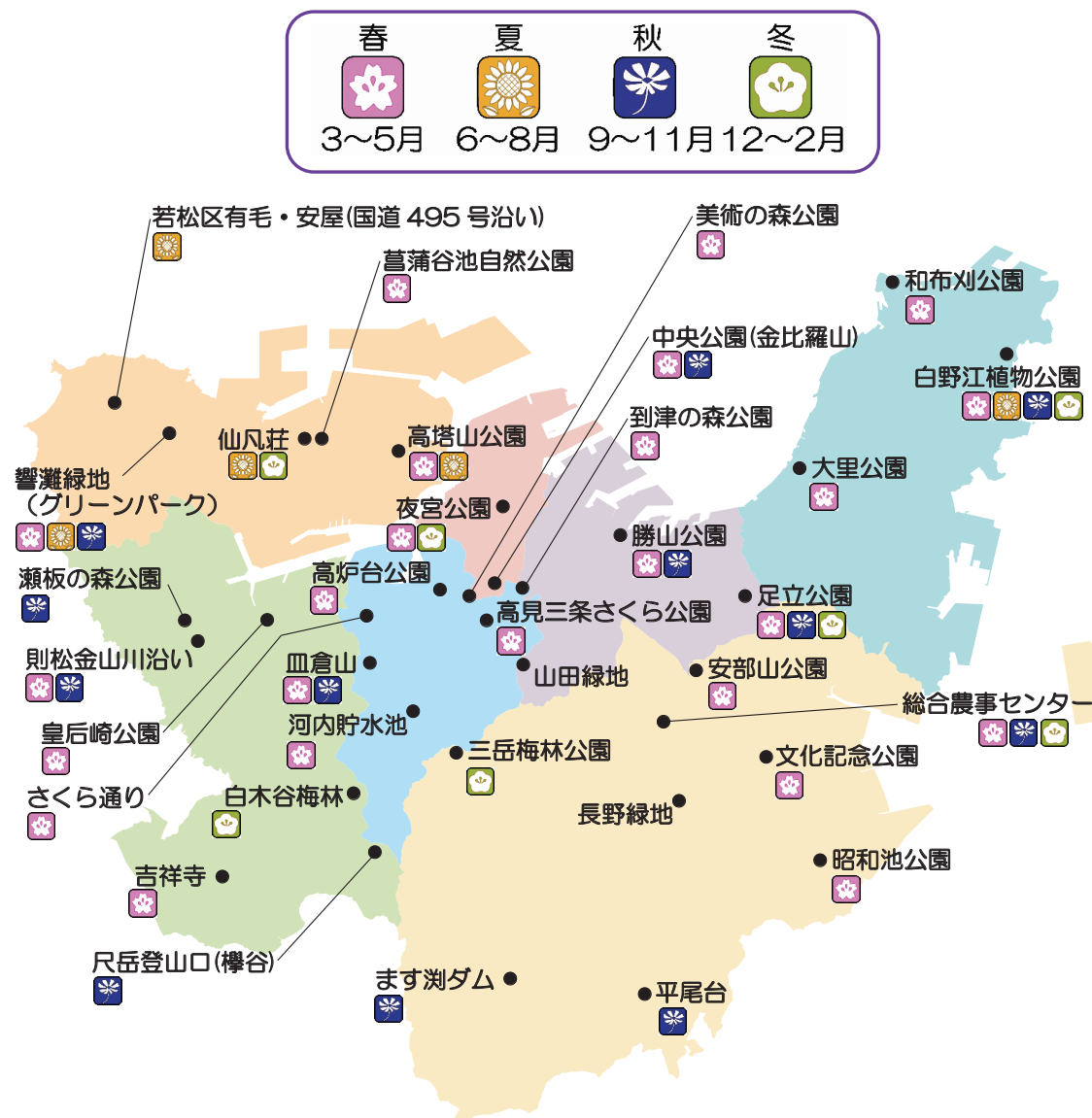


図 6-41 花の名所マップ



図 6-42 有毛・安屋のひまわり



図 6-43 高塔山公園のあじさい

基本目標⑤ みどりを活用してみんなで取組む都市の魅力づくり

これまで、本市では、行政が主体となり、公園の整備や制度を活用したみどりの保全などを行ってきました。しかし、今後は、人口減少や厳しい財政状況の中、限りある資源を有効に活用しながら、みどりの質を高めることが特に重要になると考えられます。

本市では、公園を中心に、指定管理者制度や公園愛護会、地域に役立つ公園づくり事業など、市民や事業者などとの協働によるみどりづくりに取り組んできました。これらの取組は、地域の魅力向上やコミュニティ活性化にも貢献しています。今後も、市民が主体的・積極的にみどりづくりに参加できる環境の整備とともに、事業者や学校など多様な主体との協働を進めます。

なお、協働の視点は、本計画に基づく各施策を支えるものであり、協働を進めるためには、市民一人ひとりの意識を高めることが重要です。そこで、ワークショップによる公園整備の検討、みどりの情報発信、健康づくりへの活用など、様々な形で市民がみどりに親しめるように取り組みます。

施策方針⑤－１ 多様な主体と取組むみどりの柔軟な活用

施策方針⑤－２ みどりによるまちのにぎわいと魅力の発信



施策方針⑤－１ 多様な主体と取組むみどりの柔軟な活用

11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



施策の方向性

本市では、これまで都市公園法に基づく設置管理許可制度などにより、民間活力を公園の管理運営に活用してきました。近年、民間との連携手法が多様化しており、本市では、全国に先駆けて、都市公園法改正によって導入された公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、平成30年に公民連携による勝山公園の公園整備とにぎわいづくりを行いました。



図 6-44 公園の維持管理活動

さらに、市民に身近な公園では、地域住民による公園愛護会が除草や清掃などの美化活動を担っているほか、地域住民が行政とともに公園の再整備計画を検討する「地域に役立つ公園づくり事業」を実施し、市民ニーズに即した公園づくりを行っています。

また、本市のみどりをフィールドとし、学校教育と連携した子どもたちの環境意識の向上、地域の多世代交流による、環境教育の実施や地域コミュニティの形成を図る取組が可能です。

そこで、地域住民との協働による公園での楽しみづくりや公園の美化活動、民間事業者の資本・技術力・ノウハウ活用の検討と導入など、多様な主体との協働によるみどりづくりをさらに進めます。

基本施策

事業者や各種団体との協働

主な内容

- ・ 各種制度を用いた公民連携による利活用の推進
- ・ 事業者との協働によるまちなかのみどりの確保

【各種制度を用いた公民連携による利活用の推進】

公園の管理運営を行う市民団体などと連携し、公園の様々な利活用を図ります。

また、地方自治法に基づく指定管理者制度をはじめ、都市公園法に基づく設置管理許可制度など、様々な手法で民間事業者などと連携し、公園の柔軟な利活用による、にぎわいや魅力づくりに取組みます。

事例①：NPO による公園の利活用（プレイパーク*の開催）

「プレイパーク（冒険遊び場）」は、子どもたちが、自然とふれあいながら、自分の責任で自由に遊ぶことのできる外遊びの場です。市内の公園や民間のオープンスペースなどを活用し、NPO などの市民団体と協働で、プレイパークを実施しています。



図 6-45 プレイパークの様子

事例②：市民ボランティアによる公園の利活用（ドッグラン*の運営）

近年、犬の運動・休息場所を求める市民ニーズに対応し、ドッグランを設けた公園が増えています。本市でも、洞北緑地において、公園施設を活用し、ボランティアスタッフの協力のもと、ドッグランを運営しています。



図 6-46 洞北緑地ドッグランの様子

事例③：関係団体による公園の利活用（スケートボードパークの運営）

スケートボードは、2020 年東京オリンピック競技大会の正式種目にも採用され、大きな話題となり、今後、愛好者の増加が見込まれています。

若者を中心とするスケートボードへのニーズに対応し、公園利用の促進を図るため、本市が設置したスケートボード場について、関係スポーツ団体に管理許可を与え、管理運営を行っています。



図 6-47 スケートボードパークの様子



【事業者との協働によるまちなかのみどりの確保】

商業地などにおいて、まちのうるおいづくりにつながる建物やその周辺の緑化を促進します。また、事業者との協働によるパートナー花壇や道路サポーター制度などにより、彩りあるまちの演出などを継続するとともに、事業者への普及・啓発活動により、みどりづくりへの参画を促進し、みどり豊かで楽しく散策できるまちなかを目指し、本市のイメージアップを図ります。

基本施策

学校などとの協働

- 主な内容**
- ・ 学校教育との連携や共同研究などの実施

【学校教育との連携や共同研究などの実施】

環境教育や郷土愛の醸成などにみどりを活用するため、学校教育と連携し、花壇づくりや生物調査、公開講座の開講などに取組みます。

また、大学などのみどりの専門家と連携し、市内のみどりに関する調査・研究や緑化技術開発などに取組みます。

基本施策

住民との協働

- 主な内容**
- ・ 公園を利用した菜園事業
 - ・ 住民参加による公園の再生
 - ・ 公園愛護会への活動支援と活性化
 - ・ 美化活動などへの市民団体の参加促進
 - ・ 住宅地におけるみどりづくりへの支援

【公園を利用した菜園事業】

あまり利用されていない公園などの未利用地の活性化策として、手軽に野菜づくりなどを楽しみながら、健康づくりやコミュニケーションの場として活用できるよう、身近な公園での菜園整備を支援します。また、地域で菜園を管理するためのルールづくりを支援します。



図 6-48 菜園での種まき

【住民参加による公園の再生】

小学校区内にある身近な公園数箇所をまとめて対象にして、市民と協働しながら再整備計画案づくりを行います。再整備の計画段階から地域住民が参加することで、公園への愛着を高め、公園を活用した防災意識の醸成、地域活動での利活用などにつながることを目指します。

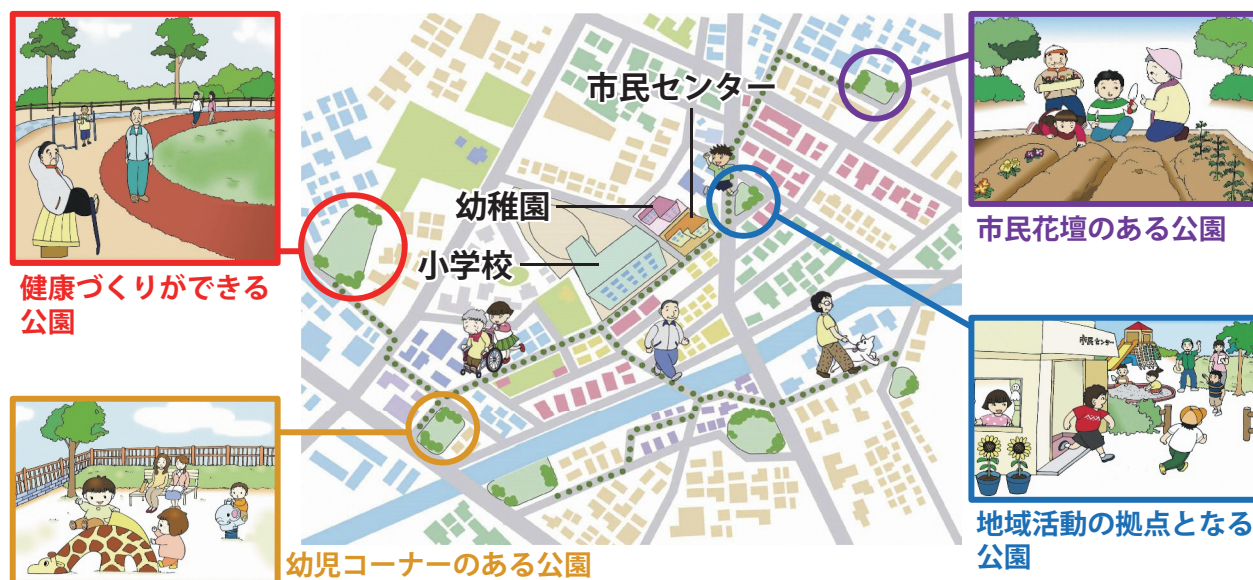


図 6-49 地域に役立つ公園づくり事業のイメージ

【公園愛護会への活動支援と活性化】

公園愛護会の結成や参加拡大を目指すとともに、公園での楽しみづくりにつながる活動や美化活動などを支援します。

【美化活動などへの市民団体の参加促進】

公園愛護会による公園の美化活動や、市民団体による市民花壇事業のみならず、「まち美化活動」など関係部局の取組と連携し、公園を含めたまちなかの美化活動などを支援し、みどりの質の向上を図ります。

【住宅地におけるみどりづくりへの支援】

居住環境の向上を図るため、地域住民の合意による緑地協定の締結、専門家による花づくり講習の開催など、住宅地での様々なみどりづくりへの取組を支援します。



図 6-50 みどり豊かな住宅地



施策方針⑤－２ みどりによるまちのにぎわいと魅力の発信



施策の方向性

本市では、市政だよりや市ホームページのほか、「公園の本」などの冊子やリーフレットにより、みどりに関する情報を発信してきました。

近年、動画を用いたライブ配信や SNS の活用など、情報通信技術の発達に伴い、情報発信の手法や媒体は多様化しています。今後は、既存の手法も活用しつつ、効果的かつ効率的な情報発信に取組み、本市が発信する情報に誰もがアクセスできるよう、各種施策に取組みます。



図 6-51 公園の本

基本施策

効果的かつ効率的な媒体や手法による情報発信

主な内容

- ・ 市民と創る情報発信の仕組みづくり
- ・ 効果的かつ効率的な情報発信

【市民と創る情報発信の仕組みづくり】

近年、SNS の利用が進み、その発信力は急速に高まっています。SNS を活用し、本市のみどりに関する投稿を再発信するなど、市民の力も活用しながら、従来よりも幅広い対象に随時情報発信できる手段や方法を検討します。

【効果的かつ効率的な情報発信】

これまで、みどりの情報発信の手段は、主に市政だより、市政テレビ、市ホームページなどでした。これら既存の広報媒体で情報を得ている市民が、依然として多いことから、媒体の特性に応じて、わかりやすく、効果的で、市民のニーズに対応したみどりに関する情報発信を行います。

特に、市ホームページについては、適切な更新や動画の活用、SNS との連携などにより、積極的に本市のみどりの魅力発信に活用します。

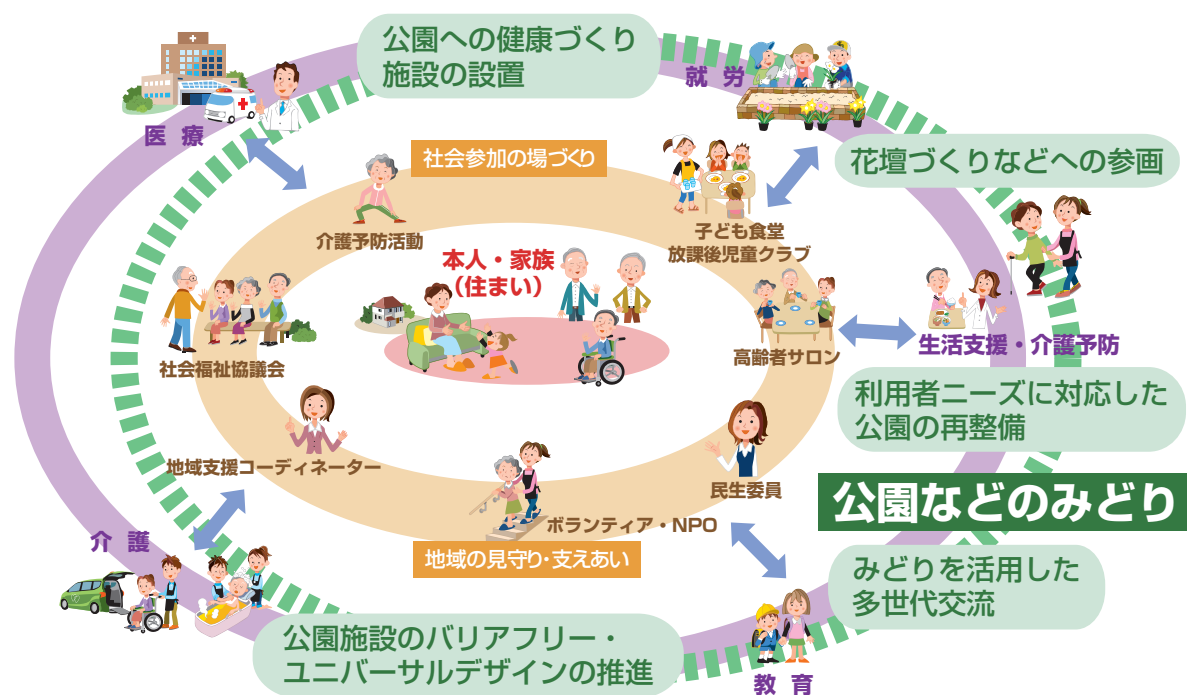
基本目標⑥ みどりによる健康づくり

生活習慣病は、今や健康寿命の最大の阻害要因となるだけでなく、医療にかかる財政的負担にも多くの影響を与えています。不健康な期間（＝介護が必要な期間）の長期化や、それに伴う医療費の増大は、これまで高齢者の問題として取り上げられ、対策も高齢者向けが中心でした。しかし、若い頃の生活習慣が高齢になるにつれて影響を及ぼすことも多く、若い世代からの適切な健康づくりが、将来の元気な高齢者をつくることにつながっているといえます。

また、今後の社会のあり方として、厚生労働省は、令和7年を目処に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体となった「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

みどりは、自然とのふれあいやアウトドアアクティビティの場として利用されることにより、子どもから高齢者まで幅広い世代の心身のリフレッシュや健康づくりなどに寄与するという利用効果があります。そのため、みどりを活用した市民の健康づくりに取り組みます。

施策方針⑥－1 健康づくりにおけるみどりの活用



出典：北九州市地域福祉計画を加筆修正

図 6-52 地域包括ケアシステムにおける公園などのみどりの関わりのイメージ



施策方針⑥－１ 健康づくりにおけるみどりの活用

11 住み続けられる
まちづくりを



施策の方向性

これまで、健康づくりの取組は、高齢者向けが中心でしたが、今後は、若い世代から高齢者まで、幅広い層に健康づくりを意識してもらい、ソフトとハードの両面から健康なまちづくりに取組むことが重要と考えられます。

そこで、本市では、健康づくりを支援する公園づくりとして、健康遊具などを設置しています。今後も、健康づくりに関する担当部局と連携し、健康遊具の活用、健康教室やウォーキング講座の開催など、みどりを活用し、市民が自主的、日常的に健康づくりに取組むことができるよう支援していきます。

基本施策

健康づくりに寄与する施設整備や健康教室などの開催

主な内容

- ・ 健康づくり施設の整備
- ・ 健康づくりの機会拡大

【健康づくり施設の整備】

健康づくりや介護予防のために開発した健康遊具の設置など、市民が行う健康づくりや介護予防の取組を支援する環境整備を図ります。

また、まちづくり協議会などと協働し、健康づくりの活動実績、活動目標、安全性などを勘案してウォーキングコースを設定し、路面上に目的地、距離、消費カロリーを表示するなど、楽しみながら健康づくりができる環境整備を行っており、今後も健康づくりを支援する取組を進めます。



図 6-53 公園内に設置された健康遊具



図 6-54 ウォーキングコースの路面標示

【健康づくりの機会拡大】

市民の健康づくりを支援するため、市民団体や担当部局と連携し、健康遊具やウォーキング園路などを用いた健康教室や健康づくりイベントの場としてみどりを活用します。



図 6-55 健康指導の様子



図 6-56 ウォーキングイベントの様子



6-3 計画の視点Ⅲ 安全・安心の確保

基本目標⑦ みどりによる安全で快適なまちづくり

みどりの役割は、都市を特徴づける美しい景観形成、心のやすらぎ・うるおいの創出やアウトドアアクティビティの活動の場の提供など、市民に直接影響を与えるものだけではなく、地球温暖化の緩和、大気の浄化や自然災害の抑制などにも重要な役割を果たしています。

これらのみどりの機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進める「グリーンインフラ」の取組とともに、公園などを安全で快適な場所にしていきます。

施策方針⑦－１ みどりが有する防災・減災機能の活用

施策方針⑦－２ みどりの安全性や快適性の確保

施策方針⑦-1 みどりが有する防災・減災機能の活用



施策の方向性

近年、豪雨など自然災害の激甚化・頻発化により、自然環境が有する多様な機能を社会資本整備や土地利用に活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める「グリーンインフラ」の取組が注目されています。森林は都市の水害や土砂災害の防止・減災の機能を、市街地の公園や道路の植栽帯は保水機能や延焼防止機能を有しています。

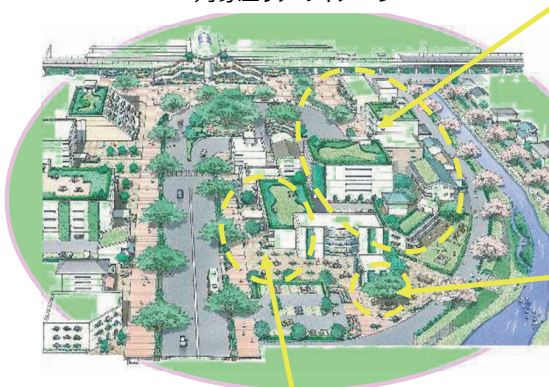
今後は、本市が抱える様々な課題を解決するため、グリーンインフラを総合的・戦略的に活用することが重要になると考えられます。今後も、みどりが有する防災・減災に資する機能を活用し、災害に強いまちづくりの推進を図ります。

◆事業実施イメージ

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



民 民間建築物の緑化

官&民 緑化施設
(ミスト)の整備

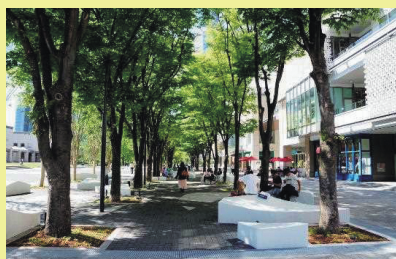
官 公共公益施設
(街路空間)の緑化

官&民 雨水を貯留しやすい
土壌を使用したレインガーデンの整備

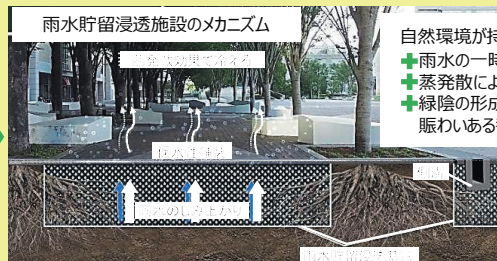


官&民

雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として
都市公園に雨水貯留浸透施設を整備



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、
晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

自然環境が持つ多様な機能を発揮
+ 雨水の一時的な流出抑制
+ 蒸発散による路面温度上昇抑制
+ 緑陰の形成による夏でも涼しく、
賑わいある都市空間の形成

出典：国土交通省資料

図 6-57 グリーンインフラ活用のイメージ



基本施策

防災・減災に資するみどりの活用

主な内容

- ・ 都市機能の集約や防災機能の強化に対応した都市公園の配置
- ・ グリーンインフラを活用したまちなかの防災・減災機能の強化

【都市機能の集約や防災機能の強化に対応した都市公園の配置】

本市では立地適正化計画により、都市機能誘導区域や居住誘導区域を定め、都市機能の集約や防災機能の強化に取り組んでいます。今後は、都市機能や居住機能の移転と併せ、都市公園の機能集約や適正な公園配置の見直しを行います。

【グリーンインフラを活用したまちなかの防災・減災機能の強化】

防災・減災対策として、みどりが有するグリーンインフラとしての機能を活用するため、立地適正化計画の防災・減災に関する指針に基づき、その取組を実施します。

基本施策

公園を中心とする地域防災機能の確保

主な内容

- ・ 地域防災計画*と連動した防災・減災機能の充実

【地域防災計画と連動した防災・減災機能の充実】

本市の地域防災計画では、都市公園をその規模に応じて「一時避難地」、「広域避難地」などに位置付け、浸水想定区域、津波想定区域、その他想定される避難事由に応じて、各避難地の適応災害種別を選定し、自然災害発生時の防災体制づくりを進めています。

今後も、地域防災計画と連動して、公園などでの地域の防災・減災機能の充実を図ります。



図 6-58 災害時に活用できる施設整備 (マンホールトイレ)

施策方針⑦－2 みどりの安全性や快適性の確保



施策の方向性

本市の公園は昭和50年代以前に整備されたものが多く、施設の老朽化が進んでいます。また、街路樹の中には、老齢化などにより、市民の安全性を脅かすものもあり、公園や街路樹の日常的な巡視点検や適切な維持管理を図ります。

また、バリアフリーやユニバーサルデザイン、防犯への配慮などにより、様々な利用者が安心して安全に利用できるように公園を整備します。



図 6-59 巡視点検の様子

基本施策

公園の適切な維持管理

主な内容

- ・ 公園施設の安全管理とみどりの適切な維持管理
- ・ 新たなツールや手法を活用した効果的かつ効率的な巡視点検
- ・ 公園施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の更新

【公園施設の安全管理とみどりの適切な維持管理】

市内約1,700箇所の公園では、公園施設の安全性の確保とみどりの適切な維持管理として、公園巡視員が施設の日常的な巡視点検を行っています。今後は、巡視ルートへの検討や技術の向上により、効率的で精度の高い巡視点検を行い、安全で安心して利用できる公園づくりを進めます。

【新たなツールや手法を活用した効果的かつ効率的な巡視点検】

正確な情報に基づいて、効果的かつ効率的に巡視点検を実施するため、点検結果を送信すると、自動集計される専用ソフトを用いたシステムの導入など、情報通信技術の活用を図ります。



図 6-60 巡視点検への情報通信技術の活用



【公園施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の更新】

公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な補修や適切な時期の更新により、公園施設の安全性を確保するとともに、ライフサイクルコスト*の縮減を図ります。

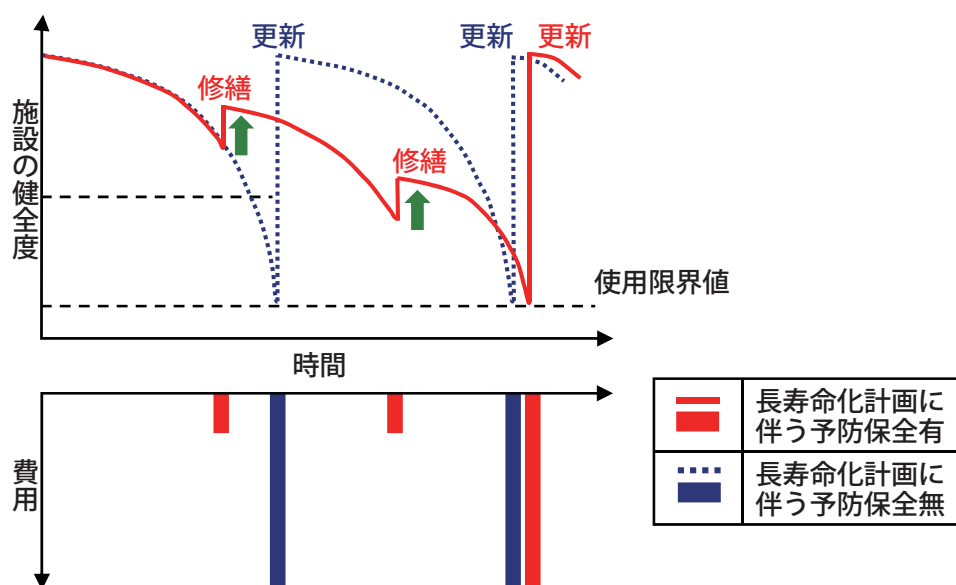


図 6-61 ライフサイクルコストの縮減

基本施策

誰でも安心して使える公園づくり

主要内容

- 公園施設でのバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- 誰もが同じ空間で楽しくすごせる公園づくり

【公園施設でのバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進】

公園には、子どもだけでなく、高齢者、障がい者、妊婦や幼い子ども連れの人など、様々な利用者がいます。すべての利用者に配慮し、物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（バリアフリー）とともに、施設や製品などについて、誰もが利用しやすくデザインするという考え方（ユニバーサルデザイン）があり、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められています。

そこで、公園の入口や園路を中心に、段差の解消、スロープや手すりの設置など、利用者の障壁となるものをなくし、利用者の視点に立ったユニバーサルデザインに配慮した公園づくりを行います。

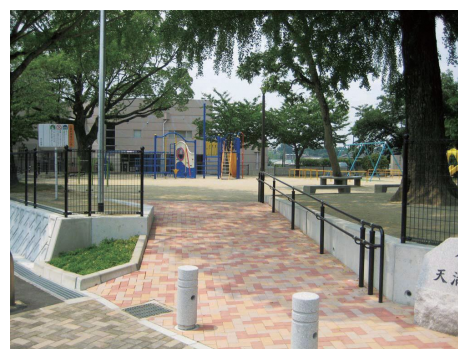


図 6-62 公園入口のバリアフリー化

【誰もが同じ空間で楽しくすごせる公園づくり】

公園は、子どもが遊びを通じて健全な心身を育む場所であり、その発育段階で重要な役割を果たしています。しかし、障がいがあることにより、遊びの機会をあきらめざるを得ないという声もあり、全国各地で、すべての子どもが自由に遊べる公園づくりが広がりつつあります。

また、音や匂いなど五感を生かす工夫、車いすでも近づきやすい花壇の設置など、できるだけ多くの人が利用し、楽しい時間をすごせるように、ユニバーサルデザインによる公園の魅力づくりも行われています。

今後は、担当部局とも協議しながら、施設整備だけでなく、整備後のソフト施策も含め、様々な特性にあわせた合理的配慮を行い、誰もが同じ空間で楽しくすごせる公園づくり、誰も排除しない公園づくりを目指します。



図 6-63 車いすでも遊べる遊具（福祉公園）



図 6-64 ウレタンでできた斜面（東田大通り公園）

基本施策

安全・安心な公園づくり

- 主な内容
- ・ 公園の安全性の確保
 - ・ 公園の防犯機能の確保

【公園の安全性の確保】

見通しを遮る樹木を撤去するなど、公園の植栽を適切に配置・管理するとともに、公園を利用する子どもや高齢者の見守りにつながる取組を実施します。



図 6-65 見通しを確保したリニューアル事例



【公園の防犯機能の確保】

犯罪を防止・抑制するため、市民団体や事業者による公園などへの防犯カメラの設置補助など、関係部局と連携した安全・安心なまちづくりに取組みます。

基本施策

快適で美しいみどりの維持

主な内容

- ・ 快適に利用できる公園の維持管理
- ・ 沿道のみどりの適切な維持管理

【快適に利用できる公園の維持管理】

本市では、これまで、身近な公園を中心に、公園愛護会などによる除草や清掃などの美化活動と連携し、協働により公園を維持管理してきました。今後も、これら活動団体との連携により、快適に利用できる公園の維持管理の充実を図ります。

【沿道のみどりの適切な維持管理】

本市では、これまで、街路樹基本計画に基づいて計画的に街路樹を植栽し、「4つのみち」の整備などにより、みどり豊かなまちなみを形成してきました。しかし、近年、街路樹の肥大化・老齢化による倒伏、根上がりによる交通支障や伸びた支障枝による接触事故など、街路樹に起因した市民の安全を脅かす事故が報告されています。また、市民ニーズも、量的な整備から、快適で美しく質の高い整備へと変化しています。

これらの市民ニーズに対応するためにも、街路樹基本計画を踏まえ、街路樹のリフレッシュや再配置、効果的かつ効率的な維持管理の充実などにより、道路のみどりの安全性を確保します。



図 6-66 適切に維持管理された街路樹



図 6-67 花木による彩の美しい沿道のみどり

